

だいJOBセンターの実績と出張相談の拡充について

1 だいJOBセンターの概要

- (1) **事業内容** 生活保護に至る前の段階で、生活困窮者が早期に困窮状態から脱却し、社会的、経済的に自立することを目的に、課題の整理や福祉制度の受付の補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者に寄り添った支援を実施
- (2) **根拠法令** 生活困窮者自立支援法（H27年4月1日施行）
- (3) **予算額等** H28年度生活自立・仕事相談センター事業費 140,583千円
- (4) **開設時期** 法施行前のH25年12月より、本市はモデル事業として実施
- (5) **開設場所** 川崎フロンティアビル5階
- (6) **出張相談** 毎週火曜日に高津区役所で実施（H26年9月～）
- (7) **委託事業者** 中高年事業団やまて企業組合
- (8) **職員体制** 常勤職員14人、非常勤職員2人

国庫補助（3/4）

2 相談実績

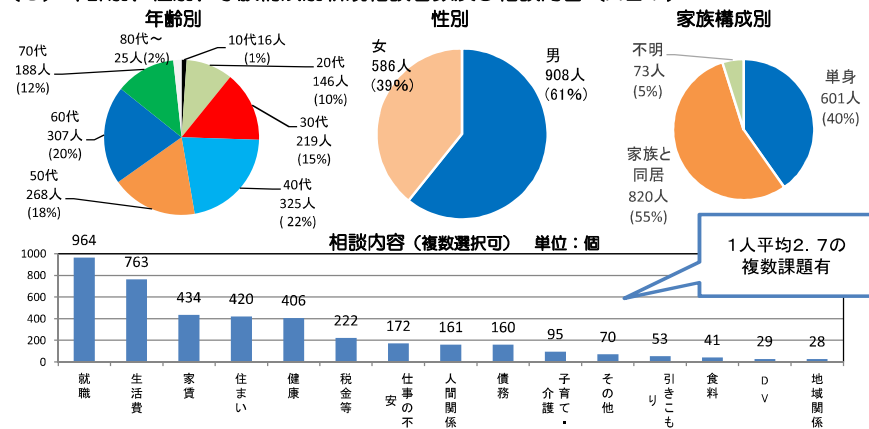
(1) 月別相談件数

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
H26	新規相談	72	61	114	100	115	106	94	70	75	90	91	1,093
	継続相談	148	147	200	228	192	188	233	182	148	125	164	2,133
	相談総数	220	208	314	328	307	294	327	252	223	215	255	3,226
H27	新規相談	146	151	143	117	119	100	96	104	112	114	131	1,494
	継続相談	260	330	408	338	284	269	273	253	267	218	295	3,522
	相談総数	406	481	551	455	403	369	369	357	379	332	426	5,016

(2) 区別新規相談者数（H27）

	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	その他	不定	不明	合計(人)
H27	491	222	141	222	146	115	79	36	31	11	1,494

(3) 年齢別、性別、家族構成別新規相談者数及び相談内容（H27）



3 支援実績（H27）

- ◎H27新規相談者（1,494人）とH26からの継続相談者（471人）の合計1,965人の支援実績
- (1) **就労支援** 就労支援対象者913人の内、就職者は599人
 - (2) **法律相談** 債務、離婚等の法律相談を68人実施
 - (3) **年金確認** 年金の加入期間を確認する支援等を30人実施
 - (4) **精神保健支援** メンタル面や健康管理の支援等を194人に実施
 - (5) **居住・家計支援** 低家賃住居への転居や家計管理に関する支援を161人に実施
失業等により住居を喪失するおそれのある人に対し、家賃相当を支給し、就職活動を支援する住居確保給付金を88人に支給
 - (6) **他機関へ引継** 弁護士や就労移行支援事業所など152人を他機関へ引継
 - (7) **福祉事務所へ引継** 生活保護が適切と思われる方66人を福祉事務所に引継
 - (8) **情報提供** 現在は困窮していないが将来的な困窮を想定して来所された方への情報提供等の支援を465人に実施

4 広報実績（H27）

- (1) **チラシ・ポスター配布** 区役所、市税事務所、ハローワーク、社会福祉協議会、地域包括支援センター、広報掲示板、不動産店舗、セブンイレブン
- (2) **広報誌等への掲載** 東京新聞TODAY
- (3) **事業説明の実施** 社会福祉協議会、社会福祉士会、保育園園長会、障害者自立支援協議会、民生委員児童委員協議会などの研修会等
- (4) **情報提供の取組** だいJOBだより（月1回）の発行
毎月発行『だいJOBだより』



5 麻生区役所における出張相談の実施（H28）

- 麻生区・多摩区からの相談者が少ないことに対応し、出張相談を麻生区役所で開始する。
- (1) **開催日時・実施場所**
平成28年9月5日（月）から毎週月曜日、9時～17時（12時から13時を除く）
麻生区役所3階地域振興課相談ブース
 - (2) **対象者**
主に麻生区、多摩区民
 - (3) **想定される事業効果等**
 - ① **麻生区・多摩区民の新規相談者数の増加**
高津区と麻生区の生活保護受給世帯人員と比較すると、麻生区は高津区の約半数であることから、麻生区の新規相談者数は年間では高津区の半数の111人程度にまで増加すると見込まれる。
 - ② **利便性の向上と経済的負担の軽減**
新百合ヶ丘駅までバスを利用する方を想定すると、センターのある川崎駅までの交通費は往復で約1,400円の金銭的な負担となるが、麻生出張相談を実施することで経済的な負担が軽減される。
 - ③ **ハローワークとの連携強化**
新百合ヶ丘駅にはハローワークプラザがあり、麻生出張相談との連携により、スムーズな支援が期待できる。



学習支援・居場所づくり事業について

1 学習支援・居場所づくり事業の背景

- 根拠法令等 生活困窮者自立支援法（H27年度施行）
- 国庫補助 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業（補助率1/2）
- 現 状
 - H26年度実績（文科省） H26年度実績（厚労省） H26年度実績（教育委員会） H27年度実績（自立支援室）
 - 高校等進学率 一般家庭 98.54%・生保受給世帯 92.8%【※川崎市：一般 98.40%・生保受給世帯：97.70%】
 - こどもの貧困率 大卒者 6.3%；高卒者 14.0%；中卒者（高校中退含む） 33.1%（世帯父親の最終学歴）
 - ※出典：首都大学東京教授 阿部彩(2014)「相対的貧困率の動向：2012年」貧困統計ホームページより
 - 生活保護受給世帯の連鎖率 約 25%
 - ※出典：関西国際大学道中教授による平成19年度の調査研究 より
- 実施箇所数 市内8箇所で開催。
- 事業内容 「貧困の連鎖の防止」に向けて、生活保護受給世帯の子どもたちの高校進学を支援するため、中学1・2・3年生を対象に実施。

2 学習支援・居場所づくり事業の概要

(1) 学習支援・居場所づくり事業の目的



(2) 学習支援・居場所づくり事業の実施状況

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
2か所	6か所	8か所	8か所	8か所
川崎【H24.10】 大師・田島【H24.10】	幸【H25.4】 高津【H25.7】 宮前【H25.10】 麻生【H25.10】	中原【H26.6】 多摩【H26.10】		

(3) 平成27年度学習支援・居場所づくり事業利用生徒の進路状況 ※H27年度途中に生活保護廃止になった世帯の生徒を含む。

	委託先事業者	平成27年度					高校等進学率	
		中学3年生最終登録状況	進学先等					
			全日制	定時制	通信制	特別支援学校		就労等
川崎区	特定非営利活動法人 教育活動総合 サポートセンター	11人	8人	2人	0人	0人	1人	90.91%
	社会福祉法人 青丘社	14人	9人	5人	0人	0人	0人	100.00%
幸 区	特定非営利活動法人 教育活動総合 サポートセンター	18人	15人	2人	1人	0人	0人	100.00%
中原区	特定非営利活動法人 キーバノン21	10	6人	3人	0人	0人	1人	90.00%
高津区	特定非営利活動法人 フリースペース たまりば	11人	8人	3人	0人	0人	0人	100.00%
宮前区	特定非営利活動法人 教育活動総合 サポートセンター	12人	10人	1人	0人	1人	0人	100.00%
多摩区	学校法人横浜YMCA YMCA福祉専門学校	10人	7人	2人	1人	0人	0人	100.00%
麻生区	NPO法人 児童育成会 コッコロ	4人	1人	3人	0人	0人	0人	100.00%
計		90人	64人	21人	2人	1人	2人	97.78%

3 学習支援・居場所づくり事業 平成27年度・28年度実施状況・登録状況の比較

(1) 学習支援・居場所づくり事業実施状況比較

	平成27年度	平成28年度
予算額	40,000千円	50,000千円
実施箇所数	8か所	8か所
対象生徒	原則中学3年生	中学1・2・3年生
利用回数（原則）	週2回	中学3年生：週2回 中学1・2年生：週1回

(2) 学習支援・居場所づくり事業登録状況比較

区名	学年	平成27年度		平成28年度	
		対象者数 ※4月時点	3月末登録者数	対象者数 ※4月時点	7月末登録者数
川崎区	中3	84人	25人	93人	33人
	中2	94人	12人	101人	18人
	中1	98人	0人	88人	13人
	合計	276人	37人	282人	64人
幸 区	中3	47人	18人	55人	12人
	中2	57人	0人	57人	6人
	中1	56人	0人	45人	10人
	合計	160人	18人	157人	28人
中原区	中3	30人	10人	20人	11人
	中2	20人	7人	16人	6人
	中1	20人	0人	15人	3人
	合計	70人	17人	51人	20人
高津区	中3	50人	11人	49人	11人
	中2	53人	9人	43人	5人
	中1	39人	1人	36人	1人
	合計	142人	21人	128人	17人
宮前区	中3	36人	12人	35人	11人
	中2	34人	7人	37人	7人
	中1	41人	2人	41人	1人
	合計	111人	21人	113人	19人
多摩区	中3	49人	10人	36人	5人
	中2	30人	6人	31人	6人
	中1	33人	0人	33人	10人
	合計	112人	16人	100人	21人
麻生区	中3	16人	4人	25人	9人
	中2	27人	3人	17人	4人
	中1	20人	2人	15人	5人
	合計	63人	9人	57人	18人
各区合計	中3	312人	90人	313人	92人
	中2	315人	44人	302人	52人
	中1	307人	5人	273人	43人
	合計	934人	139人	888人	187人

4 生活保護受給世帯全体の中学3年生進路状況

(1) 世帯内訳及び進路状況 ※H28.4.1時点

中学校卒業者	世帯内訳					進学	高校等進学先内訳				就職	未就学未就労
	母子家庭	父子家庭	両親家庭	その他	その他		全日制	定時制	通信制	その他		
304人	256人	10人	31人	7人	297人	205人	53人	17人	21人	2人	5人	
卒業者304人に対する割合	84.21%	3.29%	10.20%	2.30%	97.70%	67.43%	17.43%	5.59%	6.91%	0.66%	1.64%	

5 今後に向けて

(1) こども未来局・教育委員会との連携

◎今年度、こども未来局が所管し実施する「川崎市子ども施策庁内推進本部会議」において、「子どもの貧困対策」について検討がなされているが、その中で、生活保護受給世帯に向けた学習支援事業の実施状況や成果、生活保護受給世帯全体の進路状況等について積極的な情報提供に努め、関係各部署との情報共有・連携強化を図る。

川崎市居住安定化支援事業と簡易宿所入所者の状況について

1 川崎市居住安定化支援事業概要(平成27年9月から事業開始)

(1) 目的

簡易宿所火災事故を踏まえ、本来的には一時的な利用が前提である簡易宿所に、長期間生活している生活保護受給者に対して、安定した住環境において生活が営めるよう、民間賃貸住宅等への転居を促進し、生活保護受給者の自立を助長する。

(2) 事業内容

ア 転居支援(住まい選びから入居手続きまでを支援する。)

- ・心身状態を踏まえた不動産物件等の紹介、内見同行、仲介業者等との連絡調整
- ・賃貸借(入居)契約手続支援(保証会社の確保、緊急連絡先の設定)
- ・身分証明書の確保や携帯電話の購入支援
- ・転居(引越し)、入居(家財道具の購入)支援

イ 地域生活定着支援(安心してひとり暮らしを継続できるよう電話連絡や訪問を行う。)

- ・住所変更等の手続支援
- ・家事、健康管理(見守り)支援
- ・金銭管理支援(家賃、公共料金の支払いなど)

(3) 委託事業者

中高年事業団 やまて企業組合川崎支店

(4) 事業予算

年間 30,866千円

2 事業実績(単位:人)

ア 転居支援

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	合計
転居数	10	36	24	38	28	30	18	22	10	26	18	260
保証会社	23	31	21	29	27	27	15	21	10	26	18	248
緊急連絡先	6	8	2	11	5	13	5	4	1	3	1	59

イ 地域生活定着支援

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	合計
手続き	5	27	10	17	25	28	16	21	10	26	19	204
見守り	5	19	8	13	14	18	6	13	6	15	9	126
金銭管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 簡易宿所入所者の推移

	5月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	7月末
全数	1349	1172	1138	1086	1035	957	946	910	899	882	851	813
65才以上	852	774	755	741	710	677	673	653	642	631	614	591
新入所者	19	73※	23	14	18	13	14	20	17	18	12	11

※6~9月末

4 簡易宿所入所者年齢及び65歳以上要介護度調べ(平成28年7月31日時点)

年齢層	人数
～19歳	0
20歳～29歳	2
30歳～39歳	13
40歳～49歳	51
50歳～59歳	68
60歳～64歳	88
65歳～69歳	188
70歳～79歳	293
80歳～89歳	103
90歳～	7
合計	813

60歳以上: 679人
65歳以上: 591人

要介護度	人数
自立(介護度なし)	520
要支援1	6
要支援2	10
要介護1	24
要介護2	14
要介護3	10
要介護4	5
要介護5	2
合計	591

5 住宅扶助基準経過措置終了に伴う簡易宿所の宿泊料金(本年7月以降)

6万円台(1泊2,000円～2,300円) 31箇所	↓ 値下げ	住宅扶助費限度額 53,700円
5万円台(1泊1,700円～1,900円) 10箇所		床面積別基準 48,000円 台所・トイレ・浴室が揃っていない場合 43,000円、38,000円
4万円台(1泊1,500円、1,600円) 3箇所	→ 変更なし	床面積別基準 48,000円以内

6 現状と課題

- (1) 簡易宿所宿泊者は毎月減少しており、7月末時点では813人となっている。
- (2) 65歳以上の高齢者の占める割合は増加しており、全体の7割を超える591人であり、このうち要介護認定を受けているのは71人である。
- (3) 事業開始当初の転居希望者に加えて新規入所者に対する支援も積極的に行っているが、現在の簡易宿所入所者には、支援の開始前に本人が転居希望を取り下げたり、途中で転居意志が無くなるなど、本事業で転居に至っていない者もいる。

7 今後の対応

- (1) 引き続き関係機関と連携し、入居者一人ひとりに寄り添った、きめ細やかな支援を継続していく。
- (2) 要介護者など高齢者については、在宅サービスや施設等の受け皿も含めて検討するため、引き続き関係部署と連携して対応する。
- (3) 事業者と意見交換等を行いながら宿泊料金の変更による影響など簡易宿所の動向に留意していく。